

答弁書第二八号

内閣参質一六二第二八号

平成十七年六月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千 景殿

参議院議員喜納昌吉君提出在沖米軍の訓練水域及び空域縮小による漁場確保等に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

参議院議員喜納昌吉君提出在沖米軍の訓練水域及び空域縮小による漁場確保等に関する質問に対する

答弁書

一及び三について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第二条の規定によりアメリカ合衆国軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）が使用を許されている水域及び空域や、我が国の領域近傍において、船舶、航空機等の航行の安全を図ること等のために区域を指定して合衆国軍隊が使用する水域及び空域として告示しているものの在り方については、地方公共団体、住民等からの返還、使用方法等に関する要望及び合衆国軍隊の必要性を勘案しつつ、随時、日米合同委員会の枠組みを通じ、アメリカ合衆国と協議してきている。今後とも、日米合同委員会の枠組みの中で、個々の水域及び空域の実情を踏まえながら適切に対応していく考えである。

二について

御指摘の事案については、正確な事実関係について確認できないが、一般に、ホテル・ホテル訓練区域

における合衆国軍隊の訓練については、合衆国軍隊は、当該区域の使用期間について我が国に事前通告を行うこととなっており、当該事前通告は、関係行政機関を通じて関係者に周知することとしている。これにより、当該区域における漁民の安全操業は確保され则认为。